

○島根県警察における国庫支弁に係る旅行命令等の権限の委任に関する訓令

(平成7年4月10日島根県警察訓令第8号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「府令」という。）第4条第2項及び第4項の規定に基づき、国庫支弁に係る旅行命令等の権限の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令権者)

第2条 府令第4条第2項の規定により、警察本部長は、各所属における旅行命令等の権限を、別表の旅行命令権者の欄に掲げる者（以下「旅行命令権者」という。）に委任する。

2 府令第4条第4項の規定により、警察本部長の職務を代理する者は、警務部長とし、警務部長が事故により不在の場合は、当該所属を所掌する部長とする。

3 府令第4条第4項の規定により、旅行命令権者の職務を代理する者は、別表の旅行命令を受ける者の欄に掲げる者の中からそれぞれ旅行命令権者が指定した官職にある者とする。

なお、旅行命令権者は当該代理者を指定するときは、別記様式によりその職名・氏名等を警務部会計課長に通知するものとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成15年2月25日島根県警察訓令第6号）

この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成16年8月10日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成16年8月18日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第35号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| | |
|------------|-------------|
| 旅行命令権者 | 旅行命令を受ける者 |
| 本部内各課長 | 課長を除く課員 |
| 科学捜査研究所長 | 所長を除く所員 |
| 交通機動隊長 | 隊長を除く隊員 |
| 高速道路交通警察隊長 | 〃 |
| 機動隊長 | 〃 |
| 警察学校長 | 校長を除く職員及び生徒 |
| 各警察署長 | 署長以下署員 |

様式〔略〕